

令和5年7月5日

島根労働局長
宮口 真二 殿

松江市西津田3丁目2-7
自動車総連島根地方協議会
販売部門連絡会
委員長 後藤 真一

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を次のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

2,090名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していること。島根県における自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者数は、2,090名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数は、1,154名である。

最も低い労働協約の金額 = 960 円/時間
現在適用されている法定最低賃金額 = 932 円/時間



4. 添付書類

- (1) 企業内最低賃金に関する協定書（写）
- (2) 申し出合意書及び委任書
- (3) 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数。

島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数 及び同意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

1. 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数

事業所数 204
労働者数 2,090人

2. 合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数

賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組 合 名	適用労働者数
1			208人
2			131人
3			574人
4			
5			
6			
7			133人
8			108人
	合 計		1,154人

令和5年度島根県自動車（新車）小売業 最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県自動車（新車）小売業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

記

1. 2023春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2023春季生活闘争における賃上げ結果

(1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
8,340円 (3.90%)	8,750円 (3.98%)	6,750円 (3.78%)	10,700円 (-%)

(2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
6,119円 (2.45%)	5,454円 (2.13%)	6,526円 (2.38%)	6,608円 (2.67%)